

論点整理表（案）

1 基本的考え方

論点番号	1-(3)	公務員の労働基本権に関する立法政策としての合理的な範囲	担当委員 高橋委員
論 点		参考資料名	頁
A案	現行どおり、人事院勧告を尊重し、勤務条件を詳細に法定する。代償措置に関しては、現行制度を維持。	・名古屋中郵事件判決（最判昭和 52 年 5 月 4 日）	242
B案	勤務条件を詳細に法定し、法定化されていない細目的事項のみ団体交渉により決定する。代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。	・最高裁判所判例解説刑事篇昭和 52 年度（香城敏麿）P93-189（特に P103-P132）	148
C案	勤務条件の大綱的基準を法定し、そのもとで具体的な勤務条件を団体交渉により決定する。	・全農林事件判決（最判昭和 48 年 4 月 25 日）	207
	① 代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。	・最高裁判所判例解説刑事篇昭和 48 年度（向井哲治郎）P305-354（特に P307-P336）	347
	② 代償措置に関しては、交渉不調の場合の調整制度のみ。	・菅野和夫『『財政民主主義と団体交渉権』覚書』法協百周年記念第 2 巻 P321	373
D-1案	給与等主要な勤務条件については、現行どおり詳細に法定するが、その他の勤務条件については、大綱的基準のみ法定し、そのもとで具体的な勤務条件を団体交渉により決定する。		
	① 代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。		
	② 代償措置に関しては、交渉不調の場合の調整制度のみ。		
D-2案	給与等主要な勤務条件については、大綱的基準のみ法定し、そのもとで具体的な勤務条件を団体交渉により決定するが、その他の勤務条件については、現行どおり詳細に法定する。		
	① 代償措置に関しては、現行制度を見直しながら一定の機能を残す。		
	② 代償措置に関しては、交渉不調の場合の調整制度のみ。		

E案 勤務条件については、労使において団体交渉により決定する。

(留意点) 法定事項と交渉事項を画一的に分けるのではなく、法律で基準を決めて具体化は労使交渉に委ねることもあり得る。

※ 代償措置については、制約されることとなる労働基本権の内容と、それに応じた代償措置の内容とを明確にしながら検討することが必要である。

※ 地方公務員制度の場合、法定化の範囲については、法律と条例の関係も含めて整理すべき。

【整理】

上記のとおり。